

私道内公共下水道設置申請書

令和 年 月 日

二宮町長 殿

代表申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

私道内への公共下水道設置に関する要綱に基づき、次のとおり申請します。

なお、公共下水道が設置された場合には、処理地区の公示後遅滞なく、別添の私道内公共下水道設置申請者名簿にかかる家屋の排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化を施工します。

私道の位置	二宮町	番地から	番地まで
利用戸数	家屋数		戸

添付書類

- (1) 私道内公共下水道設置申請者名簿 (第2号様式)
- (2) 私道の位置図及び私道に面する土地区画図 (第3号様式)
- (3) 私道内公共下水道設置土地使用承諾書 (第4号様式) 及び印鑑登録証明書
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) 私道の公図写し

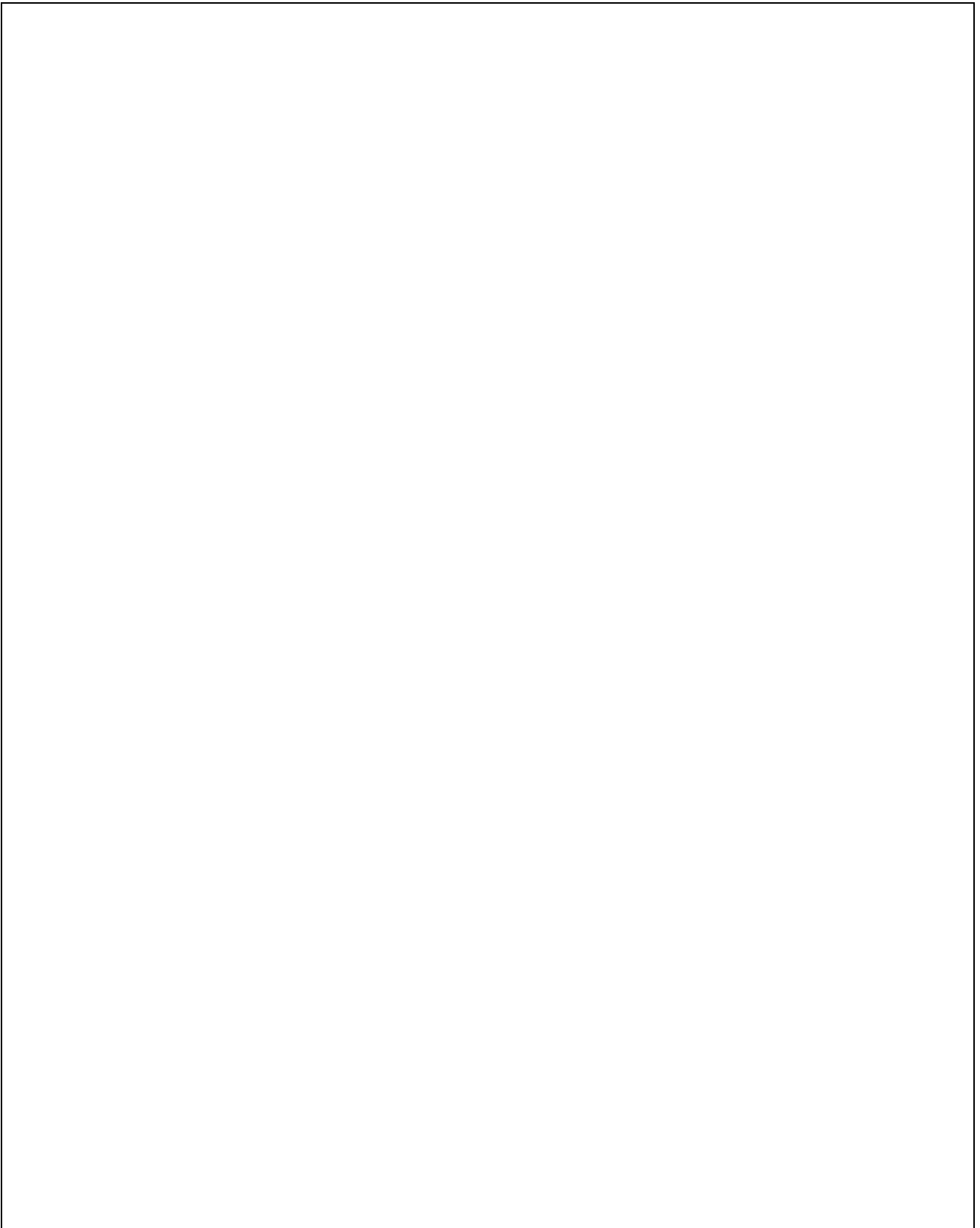
第 2 号様式

私道内公共下水道設置申請者名簿

住 所	氏 名	備 考

第 3 号様式

私道の位置図及び私道に面する土地区画図



※私道の幅員を記入してください。

私道内公共下水道設置土地使用承諾書

令和 年 月 日

二宮町長 殿

代表土地所有者

住所 _____

氏名 _____ 印
(実印を押印)

電話 _____

私が所有する下記の土地に次の事項を誓約し、公共下水道の設置を承諾いたします。

土地の所在地	土地の所有者		
	住所	氏名	実印

- 1 上記の土地を公共下水道の設置及び維持管理のために使用することに異議ありません。
また、上記の土地に係る私道所有者以外の者が、公共下水道を利用することについても異議ありません。
- 2 土地の使用期間は、公共下水道の存続する期間とし、使用料は無償とします。
- 3 上記の土地の私道に、公共下水道の支障となる工作物は設置致しません。
- 4 上記の土地の権利を変更するときは、この承諾した事項を譲受人に継承させるとともに、譲受人の土地使用承諾書を提出します。
- 5 上記の土地の公共下水道に、新たな利用者が出てきたときは承諾します。
- 6 公共下水道を移設又は撤去しようとするときは、事前に町長の承諾を受け、これに係る費用は原因者負担とします。

私道内への公共下水道設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道事業認可区域内の私道に公共下水道を設置することにより、私道に面した家屋の水洗化の普及及び促進を図ることを目的とする。

(設置の要件)

第2条 私道に公共下水道を設置する場合の要件は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 私道を利用しなければ下水を排除することのできない所有者の異なる家屋が2戸以上あること。
- (2) 処理区域の公示後遅滞なく、該当私道の利用家屋が排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗化すること。
- (3) 私道の土地所有者等が公共下水道の設置を承諾しており、かつ、設置工事に支障がないものであること。

2 前項の規定する私道のほか、町長が公益上特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(設置の申請)

第3条 私道内に公共下水道の設置を申請しようとする者は、代表者を定め、私道内公共下水道設置申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 私道内公共下水道設置申請者名簿(第2号様式)
- (2) 私道の位置図及び私道に面する土地区画図(第3号様式)
- (3) 私道内公共下水道設置土地使用承諾書(第4号様式)及び印鑑登録証明書
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) 私道の公図写し

(決定通知)

第4条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、必要な調査を行ったうえ設置の適否を決定し、私道内公共下水道設置決定通知書(第5号様式)により、申請者の代表者に通知するものとする。

(費用の負担等)

第5条 公共下水道を設置する場合において、地下埋設物等の移設又は補償が必要であるときは、当該移設又は損失の補償に要する費用は、町が負担する。

2 公共下水道の設置に伴う私道の路面復旧は町が行うものとし、この場合の路面復旧は原形復旧とする。

(維持管理)

第6条 この要綱により設置された公共下水道の維持管理は、町が行うものとし、私道の維持管理は地権者が行うものとする。

(公共下水道の移設又は撤去)

第7条 当該公共下水道を移設又は撤去しようとするときは、関係者の承諾書を添えて事前に町長の承諾を得て行うものとし、その費用は、原因者が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。